

## 積立金規程

制定 2013年 7月 16日

改正 2017年 3月 21日

改正 2019年 11月 19日

改正 2023年 12月 19日

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）が保有する積立金等の資金の取り扱いに関し必要な事項を定める。

### (積立金等の分別管理)

第2条 本支部が保有する積立金等は、貸借対照表上名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

### (積立金等の新設と取り扱い)

第3条 本支部が新たに積立金等を創設する場合には、この規程により取り扱いを定めるものとする。

### (安全対策積立金の目的・保有・管理)

第4条 本支部は、安全対策積立金を保有し、その管理は次のとおりとする。

- (1) 安全対策積立金は、会員等が遭難などの事故に遭遇した場合の捜索、及び救助のための初動資金の確保を目的とする準備資金とする。
- (2) 救助等に要した費用は、原則として事故当事者が負担するものであり、当事者の会員は、事故処理完了後に、充当された金額を速やかに返済しなければならない。
- (3) 幹事会の決議により、遭難対策活動に要した費用のうち、事故当事者、及びその家族等に求償出来ない金額に関しては、安全対策積立金から充当することが出来る。
- (4) 収支決算で当期繰越収支差額の純増額が発生した場合、その 50%を積み立てる。その時期は、支部総会での決算確定後とする。
- (5) 寄附金、及び臨時の収益等が生じた場合は、幹事会の決議を経て全額、又はその一部を積み立てることができる。
- (6) 積立目標額は、100万円とする。
- (7) 本条第6号の積立目標額に達する期の積立額は、本条第4号の額のうち積立額が100万円に達するまでの額とし、残額は、第6条の長期積立金として積み立てる。以降の期では、本条第4号の積み立てを停止する。

### (安全対策積立金の取崩し等)

第5条 初動資金充当の時期、及び金額は、遭難対策本部の判断による。その結果を速やかに幹事会に報告しなければならない。

2. 安全対策積立金を、その目的外の支出に充てるために取崩すときは、支部総会の決議を得なければならない。
3. 安全対策積立金の積立計画の中止並びに積立目標額、及び積立期間の変更を行うときは、前

項の規定を準用する。

(長期積立金の目的・保有・管理)

第6条 本支部は、長期計画積立金を保有し、その管理は次のとおりとする。

- (1) 長期計画積立金は、当支部の活動拠点となる事務所確保、及び周年記念事業資金の確保を目的とする準備資金とする。
- (2) 収支決算で当期繰越収支差額の純増額が発生した場合、その 25%を積み立てる。ただし、1,000 円未満の端数が出た場合は、切り上げ計算する。その時期は、支部総会での決算確定後とする。
- (3) 寄附金、及び臨時の収益等が生じた場合は、幹事会の決議を経て全額、又はその一部を積み立てることが出来る。
- (4) 目標額は、幹事会にて検討のうえ別途設定する。
- (5) 安全積立金が第 4 条 6 号の目標額に達し、その積立が停止された期以降は、本条第 2 号の規定にかかわらず、当期繰越収支差額の純増額が発生した場合、事務所確保資金としてその 50%を、周年記念事業資金としてその 25%を積み立てる。

(長期計画積立金の取崩し等)

第7条 長期計画積立金を、その目的内の支出に充てるために取崩すときは、幹事会の決議を経ることを要する。

2. 長期計画積立金を、その目的外の支出に充てるために取崩すときは、支部総会の決議を得なければならない。
3. 長期計画積立金の積立計画の中止、並びに資産取得等に必要な額、及び積立期間の変更を行うときは、前項の規定を準用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う。

附則

この規程は 2013 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は 2017 年 3 月 21 日より施行する。

この規程は 2019 年 11 月 19 日より施行する。

この規程は 2024 年 1 月 1 日より施行する。

(規程管理責任者：財務委員会委員長)